

FOCUS スパコン ISV 事業者用アカウント利用規程 新旧対照表

現 行	改 正 後(2025.4.1～)
<p>(趣旨) 第1条 2 本規程は、公益財団法人計算科学振興財団スーパーコンピュータシステム利用契約約款（以下「約款」という。）に優先して適用され、本規程に定めのない事項については、約款に準じるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 2 本規程は、「公益財団法人計算科学振興財団スーパーコンピュータシステム利用契約約款」（以下「約款」という。）に優先して適用され、本規程に定めのない事項については、約款に準じるものとする。</p>
<p>(利用資格) 第3条 2 前項の定めとともに、日本国政府が定める「外国為替及び外国貿易法」等安全保障貿易管理に係る法令により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない<u>人員</u>かつ日本国内の居住者のみが利用資格を持つ。 3 前項に定める日本国内の居住者とは、以下の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ以下の(5)～(7)の特定類型のいずれにも該当しない者とする。 (1) <u>日本人でありかつ日本国に居住するもの</u> (2) <u>日本人でありかつ日本の在外公館に勤務するもの</u> (3) <u>外国人でありかつ日本国内にある事務所に勤務するもの</u> (4) <u>外国人でありかつ日本国に入国後6か月以上を経過しているもの</u> (5) <u>外国法人等や外国政府等と雇用契約等を締結しているもの</u>（特定類型1） (6) <u>外国政府等から年間所得の25%以上の利益を得ている（または得ることを約束している）もの</u>（特定類型2） (7) <u>日本での行動に関して外国政府等から具体的な指示や依頼を受けているもの</u>（特定類型3）</p>	<p>(利用資格) 第3条 2 前項の定めとともに、<u>次の要件を合わせて満たす者が利用資格を有する。</u> (1) <u>日本国政府が定める「外国為替及び外国貿易法」等安全保障貿易管理に係る法令により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない者かつ日本国内の居住者。</u> (2) <u>約款に同意し、これを遵守する旨の誓約書を提出した者</u> 3 前項に定める日本国内の居住者とは、以下の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ以下の(5)～(7)の特定類型に該当しない者とする。 (1) <u>日本国籍を有する者でありかつ日本国に居住する者</u> (2) <u>日本国籍を有する者でありかつ日本の在外公館に勤務する者</u> (3) <u>日本国籍を有しない者でありかつ日本国内にある事務所に勤務する者</u> (4) <u>日本国籍を有しない者でありかつ日本国に入国後6か月以上を経過している者</u> (5) <u>外国法人等や外国政府等と雇用契約等を締結している者</u>（特定類型1） (6) <u>外国政府等から年間所得の25%以上の利益を得ている（又は得ることを約束している）者</u>（特定類型2） (7) <u>日本での行動に関して外国政府等から具体的な指示や依頼を受けている者</u>（特定類型3）</p>
<p>(追加ストレージ領域) 第6条 プロジェクトに付随するホーム領域のほか、<u>追加でストレージの利用を希望する利用者は、その旨を利用目的と併せて財団に申し出ること。財団はその利用目的が適切であるかを審査し、適切であると認められる場合は、追加ストレージ領域へのストレージの追加を認める。</u> 2 ISV事業者用アカウントが利用できる追加ストレージ領域は以下のとおりとし、前項の申し出の際に併せて、いずれの追加ストレージ領域を希望するか申し出ること。 (1) ISV事業者用アカウント利用者共有の追加ストレージ領域 (2) ISV事業者用アカウント利用者個別の追加ストレージ領域 3 前項第1号の追加ストレージ領域の利用は無償とし、第2号の追加ストレージ領域の利用は、有償とする。 4 第2項第1号の追加ストレージ領域は、その他の利用状況により容量を変更若しくはサービスを停止する場合がある。 5 第2項の追加ストレージ領域のいずれかに関わらず、<u>追加ストレージ領域に保存されたデータ等は、利用期間終了後、直ちに財団が消去する。</u></p>	<p>(ストレージ領域) 第6条 プロジェクトに付随するホーム領域のほか、<u>約款第39条で定めるストレージの利用を希望する利用者は、その旨を利用目的と併せて財団に申し出ること。財団はその利用目的が適切であるかを審査し、適切であると認められる場合は、ストレージ領域の利用を認める。</u> 2 ISV事業者用アカウントが利用できるストレージ領域は以下のとおりとし、前項の申し出の際に併せて、いずれのストレージ領域を希望するか申し出ること。 (1) ISV事業者用アカウント利用者共有のストレージ領域 (2) ISV事業者用アカウント利用者個別のストレージ領域 3 前項第1号のストレージ領域の利用は無償とし、第2号のストレージ領域の利用は、有償とする。 4 第2項第1号のストレージ領域は、その他の利用状況により容量を変更若しくはサービスを停止する場合がある。 5 第2項のストレージ領域のいずれかに<u>かかわらず</u>、<u>ストレージ領域に保存されたデータ等は、利用期間終了後、直ちに財団が消去する。</u></p>
<p>(附 則) この規程は、平成27年4月1日から施行する。 この規程の変更は、平成28年4月1日から施行する。 この規程の変更は、平成29年7月1日から施行する。 この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する。 この規程の変更は、令和2年4月1日から施行する。 この規程の変更は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(附 則) この規程は、平成27年4月1日から施行する。 この規程の変更は、平成28年4月1日から施行する。 この規程の変更は、平成29年7月1日から施行する。 この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する。 この規程の変更は、令和2年4月1日から施行する。 この規程の変更は、令和5年4月1日から施行する。 <u>この規程の変更は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。</u></p>